



発行 東京都

目次

47

条 例

○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例………（総務局）…一  
○職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例………（同）…六

条例のあらまし

●職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第七四号）

- 一 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の施行等を踏まえ、退職手当の基本額等に係る特例を設けるほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、令和五年四月一日ほかから施行します。

●職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（条例第七五号）

- 一 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、令和五年四月一日ほかから施行します。

条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十四号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第五条第一項中「第七条」の下に「又は第八条の二」を加える。

第六条第一項中「（以下）」を「（第六条の五第一項及び第四項、付則第六条の五第二項並びに付則第三十七条において）」に改める。

第六条の二第二項中「退職した者」の下に「（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」を加える。

第六条の四の次に次の一条を加える。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定）  
第六条の四の二 第六条の二（前条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第六条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第一

項中「退職した者（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五

十六条の四第一項の規定による任命をいう。）」により職員となつた後に退職した者

と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをい

う。)その他東京都規則で定める事由」とあるのは「俸給月額額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第五条の二第一項の俸給月額額の減額改定をいう。)」と、「給料月額額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。)」と、「給料月額(当該減額日以後に給料月額額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する東京都規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)」のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条第一項の表第六条の二第一項第一号の項、第六条の二第一項第二号口の項、第六条の二第二項第一号の項及び第六条の二第二項第二号の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第六条の五第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第六条の二の規定の適用を受ける者のうち、同条第一項の東京都規則で定める期間中に学校職員の給与に関する条例第二条第一項に規定する校長、副校長及び教頭の職から前項の教職調整額の適用のある者の職への降任(地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による降任を除く。以下この項において同じ。)をしたものの前項(次項の規定の適用を受ける場合を含む。)の規定の適用については、前項中「教職調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合」とあるのは、「学校職員の給与に関する条例第二条第一項に規定する校長、副校長及び教頭の職から教職調整額の適用のある者の職への降任をした日以後、当該教職調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合」と読み替えるものとする。

第七条第一項中「(以下「調整額点数」という。)」を削る。  
 第八条の次に次の一条を加える。

(管理監督職務上限年齢による降任をされた後に退職した者等に係る退職手当の調整額の特例)

第八条の二 地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた後に退職した者又は特定任命により職員となつた後に退職した者の前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第一項	次条に	第八条の二の規定により読み替えられた第八条第一項に
	同じ。)	同じ。)のそれぞれの期間ごとに、当該期間
第八条第一項	その者の調整額期間の	当該期間の
	合計した点数	合計した点数を計算し、多い方の点数に
第八条第一項	として、	として二十年前までの期間又は地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた日若しくは特定任命により職員となつた日の前日の属する月の末日を起算日として

第十三条第四項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とするを「支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が三十日未満のもの)その他東京都規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして東京都規則で定める職員が東京都規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない)に改め、同条第八項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十四条の四第三項中「六十歳」を「六十五歳」に改める。  
 第十八条第一項第一号及び同条第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。  
 第十九条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
 第二十条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

員」に改める。

第二十二條第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第六條の五第二項中「第六條の四第一項の」及び「同項の」を削る。

付則第二十九條中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

付則に次の八條を加える。

第三十二條 職員の給与に関する条例附則第十項及び学校職員の給与に関する条例附則第九項の規定による職員の給料月額改定(次条において「給料月額七割措置」という。)は、第六條の二第一項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。  
第三十三條 当分の間、給料月額七割措置の適用を受ける者のうち、第六條の二第一項の東京都規則で定める期間中に、同項の理由(給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同條の規定にかかわらず、次項又は第三項に定める額とする。ただし、東京都規則で定める場合については、この限りでない。

2 第六條の二第一項の東京都規則で定める期間中に、同項の理由(給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日(以下この項において「七割措置減額日」という。))における同項の理由を除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日(以下この項において「特別特定減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額(当該特別特定減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、同項の東京都規則で定める額とする。ただし、その額が特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)のうち最も多いもの(当該給料月額がこの項に規定する七割措置前給料月額を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が七割措置減額日より後のものに限る。)(以下この条において「特

別特定減額前給料月額」という。)(が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該七割措置減額日の前日におけるその者の給料月額(当該七割措置減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、同項の東京都規則で定める額とする。ただし、その額が七割措置減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)(以下この条において「七割措置前給料月額」という。)(が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特別特定減額前給料月額(当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が二以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。)(又は七割措置前給料月額のいずれか多い額(以下この条及び付則第三十五條において「上位減額前給料月額」という。))に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第六條第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 その者が特別特定減額前給料月額又は七割措置前給料月額のいずれか少ない額(以下この条及び付則第三十五條において「下位減額前給料月額」という。))に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第六條第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

三 退職の日におけるその者の給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第六條第一項の規定により計算した額であ

るものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合

3 前項の規定により計算した額が、次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

一 四十三以上 上位減額前給料月額に四十三を乗じて得た額

二 四十三未満 次のイ又はロに掲げる前項第三号ロに掲げる割合の区分に応じ当該イ又はロに定める額

イ 四十三以上 上位減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額

及び下位減額前給料月額に四十三から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

ロ 四十三未満 上位減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額、

下位減額前給料月額に前項第三号ロに掲げる割合から前項第二号ロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に四十三から前項第三号ロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第三十四条 当分の間、第六条の三及び第六条の四第二項の規定の適用については、これらの規定中「定年」とあるのは、「定年（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十五号）による改正前の職員の定年等に関する条例（以下この条及び付則第三十七条において「令和四年旧職員定年条例」という。）

第三条各号に掲げる者以外の者にあつては六十歳とし、令和四年旧職員定年条例第三条第一号及び第二号に掲げる者にあつては六十五歳とし、令和四年旧職員定年条例第三条第三号に掲げる者にあつては六十三歳とする。」とする。

第三十五条 当分の間、第六条の四第一項に規定する者に対する付則第三十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

付則第三十三条 第二項第一号	及び上位減額前給料 月額	並びに上位減額前給料月額及び当該上位減 額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の
-------------------	-----------------	--

付則第三十三条 第二項第二号	第六条第一項 及び下位減額前給料 月額	付則第三十五条の規定により読み替えて適 用する第六条第一項
付則第三十三条 第二項第二号イ	第六条第一項 及び下位減額前給料 月額	並びに下位減額前給料月額及び当該下位減 額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の 合計額
付則第三十三条 第二項第二号ロ	第六条第一項	付則第三十五条の規定により読み替えて適 用する第六条第一項
付則第三十三条 第二項第三号	給料月額に、 第六条第一項	給料月額及び当該給料月額に百分の十を乗 じて得た額の合計額に、 付則第三十五条の規定により読み替えて適 用する第六条第一項
付則第三十三条 第二項第三号イ	第六条第一項	付則第三十五条の規定により読み替えて適 用する第六条第一項
付則第三十三条 第二項第三号ロ	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給 料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
付則第三十三条 第三項	前項の	付則第三十五条の規定により読み替えて適 用する前項の
付則第三十三条 第三項第一号	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給 料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
付則第三十三条 第三項第二号イ	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給 料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
付則第三十三条 第三項第二号ロ	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給 料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
付則第三十三条 第三項第二号ロ	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給 料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
付則第三十三条 第三項第二号ロ	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給 料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
及び退職の日におけ	及び退職の日におけ	並びに退職の日におけるその者の給料月額

るその者の給料月額
及び当該給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額

第三十六条 当分の間、職員の給与に関する条例附則第十三項、第十五項、第十七項若しくは第十八項又は学校職員の給与に関する条例附則第十二項、第十四項若しくは第十五項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

第三十七条 当分の間、調整額の支給を受けた者が、六十歳（令和四年旧職員定年条例第三条第三号に掲げる者にあつては六十三歳とする。）に達した日後における最初の四月一日（以下この条及び次条において「特定日」という。）以後退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第六条の五第一項の規定にかかわらず、第六条から第六条の四までの規定（付則第三十三条及び付則第三十五条の規定の適用を受ける場合は、当該規定）により計算して得た額に、次に掲げる額の合計額（特定日以後の期間において調整額の支給を受けていない場合は第一号に掲げる額とし、特定日の前日までの期間において調整額の支給を受けていない場合は第二号に掲げる額とする。）を加えた額とする。

一 特定日の前日におけるその者の調整額の額に相当する東京都規則で定める額（特定日の前日に調整額の支給を受けていない者については、特定日の前日の直近の時期に受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額）と、その者が特定日の前日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額とのいずれが多い額のものに、特定日の前日までの期間において調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額

二 退職の日におけるその者の調整額の額（退職の日に調整額の支給を受けていない者については、特定日以後の期間において退職の日の直近の時期に受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額）と、その者が特定日以後の期間において最も長期間にわたり支給を受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額とのいずれが多い額のものに、調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合から前号に掲げる支給割合を控除した支給割合を乗じて得た額

第三十八条 当分の間、特定日以後退職した場合に、退職時に義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条の教職調整額の適用のある者の退職手当の基本額は、第六条の五第二項の規定にかかわらず、第六条から第六条の四までの規定（付則第三十三条及び付則第三十五条の規定の適用を受ける場合は、当該規定）及び第六条の五第一項の規定（前条の規定の適用を受ける場合は、同条の規定）により計算して得た額に、次に掲げる額の合計額（特定日の前日までの期間において教職調整額の支給を受けていない場合は、第二号に掲げる額とする。）を加えた額とする。

一 特定日の前日を受けていた教職調整額の額に相当する東京都規則で定める額に特定日の前日までの期間において教職調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額

二 退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合から前号に掲げる支給割合を控除した支給割合を乗じて得た額

2 前項の規定は、第六条の五第三項の規定の適用を受ける者について準用する。

第三十九条 当分の間、付則第三十三条第一項に規定する者に対する第六条の五第三項の規定の適用については、同項中「第六条の二」とあるのは、「付則第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

附則

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 付則第二十九条の改正規定 公布の日
  - 二 第十三条の改正規定（同条第四項に係る部分に限る。） 令和四年七月一日
  - 三 第十三条の改正規定（同条第八項に係る部分に限る。） 令和四年十月一日
- 第二条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」と

いう。)第二条の規定の適用については、同条第一号中「者」とあるのは「者及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」の規定により採用された者」とする。

第三条 新条例第十三条第七項(第二号に係る部分に限り、新条例付則第二十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(新条例第二条に規定する職員のうち退職したものをいう。)であつて新条例第十三条第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が令和四年四月一日以後であるものについて適用する。

第四条 新条例第十三条第四項の規定は、附則第一条第二号に掲げる施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の東京都規則で定める職員に該当するに至つた者について適用する。

第五条 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に退職した者の新条例第十四条の四第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一歳
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二歳
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三歳
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四歳

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七十五号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例(昭和五十九年東京都条例第四号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第一章 総則(第一条)
  - 第二章 定年制度(第二条―第五条)
  - 第三章 管理監督職務上限年齢制(第六条―第十二条)
  - 第四章 定年前再任用短時間勤務制(第十三条)
  - 第五章 雑則(第十四条)
- 附則

第一章 総則

第一条中「」第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三を「。以下「法」という。」第二十八条の四第一項及び第二項、第二十八条の二、第二十八条の五、第二十八条の六第一項及び第二項並びに第二十八条の七並びに警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第二項」に改める。

第一条の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第四条第一項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第六条第一項各号に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めて

いる職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

第四条第一項第一号中「その」を「当該」に改め、「により」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第二号中「その」を「当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第三号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第三項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に「、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなつた」を「第一項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。  
本則に次の三章を加える。

第三章 管理監督職務上限年齢制

(管理監督職務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「職員給与条例」という。)第九条の二に規定する給料の特別調整額又は学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年東京都条例第六十八号)第十一条の二及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年東京都条例第十九号)第三条の二に規定する管理職手当を支給される職員の職
- 二 職員給与条例別表第六(以下「指定職給料表」という。)の適用を受ける職員の職

- 三 指定職給料表に定める給料月額に相当する給料月額を支給される職員の職
- 四 警察法第六十二条に規定する警視又は警部の階級にある警視庁の警察官(第一号に該当する職を除く。)

- 五 前各号に掲げる職のほか、これらに相当する職として人事委員会規則で定める職
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる職のうち、次に掲げる職は、同項の条例で定める職から除くものとする。

- 一 別表第一に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職

- 二 別表第二に掲げる職員の職

- 三 前二号に掲げる職のほか、職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより法第二十八条の二第一項本文の規定を適用することが著しく不適当と認められる職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項の管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。ただし、人事委員会規則で定める医療福祉系の研究所の副所長の職に充てられている職員の同項の管理監督職務上限年齢は、年齢六十三年とする。

(他の職への降任を行うに当たつて遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任(以下この章において「他の職への降任」という。)を行うに当たつては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。

- 二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の

段階に属する職に、降任をすること。

三 当該職員の他の職への降任をする際、同時に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職員」という。）の他の職への降任をする場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

2 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。

この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警視總監」と、「法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任（以下この章において「他の職への降任」という。）」とあるのは「警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）と、同項第一号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任」とあるのは「特定任命」と、同項第二号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任」とあるのは「特定任命」とあるのは「特定任命」と、「降任をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例）

第九条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の

他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことできない。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管



理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第十一条 任命権者は、第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第四項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第十二条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第十三条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職で

その職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第五章 雑則

（雑則）

第十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第五項中「職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）」を「職員給与条例」に改め、附則に次の四項を加える。

（定年に関する経過措置）

7 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

8 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十五号。以下この項及び次項において「令和四年改正条例」という。）による改正前の第三条各号に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

一 令和四年改正条例による改正前の第三条第一号及び第二号に掲げる職員については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三条中「六十五年」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十五年
-------------------------	------

二 令和四年改正条例による改正前の第三条第三号に掲げる職員については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三条中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

9 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに令和四年改正条例による改正前の第三条第一号及び第二号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年（第七条ただし書に規定する職を占める職員にあつては同条ただし書に定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

10 警視總監は、当分の間、特定地方警務官が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表第一中「第三条」を「第六条」に改め、同表四の項中「前各号」を「前三号」に

改める。

別表第二中「第三条」を「第六条」に改める。  
別表第三を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第二条 任命権者は、施行日前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされた期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年（新条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち

ち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条及び次条において「年齢六十五年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者

二 旧条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条

第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

四 二十年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員

法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項第五号において同じ。）をされたことがある者

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新条例第十三条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二條の四

第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 二十年以上勤続して施行日以後に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

五 二十年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用

をされたことがある者

3 前二項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第一項若しくは第二項又は次条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第四条 任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、前条

第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第十三条に規定する短時間勤

務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二條の第四項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第八条において同じ。）に達しているもの（新条例第十三條の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第三条第三項から第五項までの規定を準用する。  
 （令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢）  
 第五条 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第三条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の第四項の条例で定める職及び年齢）

第六条 令和三年改正法附則第四条又は第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和三年改正法附則第四条又は第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する法第二十二條の第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）  
 第七条 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第三条及び第四条の規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）  
 第八条 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月

一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第十三条に規定する年齢六十年以上退職者（基準日前から新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第十三条の規定により採用することができず、新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第十三条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢）

第九条 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第十条 職員の再任用に関する条例（平成十三年東京都条例第十一号）は、廃止する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 五〇円  
 六、六〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

